

青森県報

第二百六十三号

令和三年
一月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 理容師法による管理理容師の講習会の指定……………(保健衛生課) ……三
- 美容師法による管理美容師の講習会の指定……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……四
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……五

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……五

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域) ……六

公 告

○行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……六

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

○建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……七

○右……………(同) ……七

○右……………(同) ……七

○右……………(同) ……七

○右……………(同) ……七

○右……………(同) ……七

○右……………(同) ……七

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) ……九

告 示

青森県告示第四十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事業		事業所	変更年月日
	名称	所在地		
名	主たる事務所	所在地	名称	所在地

青森県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
社会福祉法人 人生きがい 十和田	社会福祉法人 人生きがい 十和田
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生 町一三の七
訪問看護ステーション どんぐり村	
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生町 一三の七
令和 元・二・一	

変更後	変更前	区分
社会福祉法人 人生きがい 十和田	社会福祉法人 人生きがい 十和田	名称
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生 町一三の七	主たる事務 所の所在地
訪問看護		居宅介護 事業の種類
訪問看護 ステーション どんぐり村	訪問看護 ステーション どんぐり村	名称
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生 町一三の七	所在地
令和 元・二・一		変更 年月日

青森県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉法人 人生きがい 十和田	社会福祉法人 人生きがい 十和田	名称
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生 町一三の七	主たる事務 所の所在地
介護予防 訪問看護		介護予防 事業の種類
訪問看護 ステーション どんぐり村	訪問看護 ステーション どんぐり村	名称
十和田市元町 西二丁目六の 三五	十和田市稲生 町一三の七	所在地
令和 元・二・一		変更 年月日

青森県告示第四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指 定 年 月 日
かみきたデンタルクリニック	上北郡東北町旭北二丁目三二の九〇	令和 三・二・一

青森県告示第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
田が社会法人 が人生福 い生き社 十和		十和田市稲 生町一三 七の		名 称	居宅介護事業者
十和田市元 町西二丁目 六の三五		十和田市稲 生町一三 七の		主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
訪問看護		訪問看護 センター シヨンド んぐり村		名 称	居宅介護事業所
十和田市元 町西二丁目 六の三五		十和田市稲 生町一三 七の		所 在 地	変 更 年月日
		令和 元・二・一			

青森県告示第四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
田が社会法人 が人生福 い生き社 十和		十和田市稲 生町一三 七の		名 称	介護予防事業者
十和田市元 町西二丁目 六の三五		十和田市稲 生町一三 七の		主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種 類
介護予防 訪問看護		訪問看護 センター シヨンド んぐり村		名 称	介護予防事業所
十和田市元 町西二丁目 六の三五		十和田市稲 生町一三 七の		所 在 地	変 更 年月日
		令和 元・二・一			

青森県告示第四十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和三年五月三十一日（月）、令和三年六月七日（月）、令和三年六月十四日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市堤町二丁目四の一 リンクステーションホール青森

三 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
 五 受講料
 一万六千円

青森県告示第五十号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理
 美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称
 東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階
 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和三年五月三十一日（月）、令和三年六月七日（月）、令和三年六月十四日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市堤町二丁目四の一 リンクステーションホール青森

三 受講対象者
 美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
 受講申込書の提出先
 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
 受講料
 一万六千円

青森県告示第五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定年月日
		訪問看護	居宅サービス			
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	訪問看護	居宅サービス	訪問看護ステーションさいかち	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	令和三年一月二十七日

青森県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類		名称	所在地	指定年月日
		訪問看護	介護予防			
梶株式会社	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	訪問看護	介護予防	訪問看護ステーションさいかち	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田七〇の二	令和三年一月二十七日

青森県告示第五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
サカエ薬局藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元一三	令和三年一月二十七日

青森県告示第五十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和二年十一月十日、同年十二月九日及び同月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワン健康後期EX M	2.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワンブリードワン授乳期	2.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フイード・ワンMS純植肉豚EX	2.11	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	日清丸紅印肉牛用配合飼料和牛肥育用	2.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	JK仕上	2.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	日清丸紅印成鶏用配合飼料下澤16M	2.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	アマタケS	2.12	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分	無

青森県告示第五十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
大畑	むつ市大畑町上野三九の四 吉井 隆光 むつ市大畑町湊村四 新保 信一 むつ市大畑町正津川平二五九 柏 智弘	令和三年一月 二十七日から 同年二月十日 まで	大畑町漁業 協同組合
尻屋	下北郡東通村大字尻屋字村中四一 住吉 興悦 下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二 寺道 芳信 下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一 南谷 直樹	同右	尻屋漁業協 同組合

公 告

行政書士試験の合格者

令和二年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告

する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

受 験 番 号
○三二〇〇一六
○三二〇〇二〇
○三二〇〇四五
○三二〇〇四六
○三二〇〇五四
○三二〇〇五六
○三二〇〇六八
○三二〇〇一四
○三二〇〇一九
○三二〇〇三〇
○三二〇〇三一
○三二〇〇一三
○三二〇〇一六
○三二〇〇一七
○三二〇〇一八
○三二〇〇一九
○三二〇〇二〇
○三二〇〇二四
○三二〇〇二六

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

災害用トイレ及び屋内テント 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年一月八日

五 落札者の名称及び住所

株式会社ヒグチ

六 落札金額

二千七百五十万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされたと判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年十一月二十七日

~~~~~

建設業者の許可の取消し

~~~~~

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十七日

~~~~~

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社沢田建設

二 代表者の氏名 澤田このみ

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字順礼森二三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第三八四号

五 取消年月日 令和二年十一月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

~~~~~

建設業者の許可の取消し

~~~~~

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十七日

~~~~~

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社沢田建設

二 代表者の氏名 澤田このみ

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字順礼森二三の二

四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第三八四号

五 取消年月日 令和二年十一月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社沢田建設
  - 二 代表者の氏名 澤田このみ
  - 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字順礼森二三の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（特―三〇）第三八四号
  - 五 取消年月日 令和二年十一月二十四日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 解体工事業に係る特定建設業の許可
- 令和二年十一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山口水道建設
- 二 代表者の氏名 種市哲
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町一の二

許可番号 青森県知事許可（般―三一）第二二八三号

- 四 取消年月日 令和二年十一月十七日
- 五 取消しに係る建設業の許可
- 六 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社山口水道建設
  - 二 代表者の氏名 種市哲
  - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町一の二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（特―三一）第二二八三号
  - 五 取消年月日 令和二年十一月十七日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 令和二年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。



令和三年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平成産業
- 二 代表者の氏名 今本正仁
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字梅田字福浦四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二)第一七六七〇号
- 五 取消年月日 令和二年十一月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和二年十月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 公 営 企 業

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年一月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
重油(日本産業規格 一種二号) 十八万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法  
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年十二月二十四日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 五十五円八十八銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年二月十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円